

2022 年 9 月 吉日

お客さま各位

埼玉縣信用金庫

カードローン契約規定一部改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫のカードローン契約規定を以下の通り改定しておりますので、あらためてお知らせいたします。

改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

1.対象商品

●さいしん個人カードローン	●さいしんカードローン「ひと安心」
●さいしんカードローン「自由自彩」	●さいしん個人カードローン
●さいしんカードローン「with 住まいる」	(ハイスピード 50)
●さいしん教育カードローン	●職域サポートカードローン

2.改定内容

カードローン契約規定の期限の利益喪失事由から「相続の開始があったとき」を削除し、相続人さまには相続の開始のみを理由に、当金庫より直ちに貸越元利金等の一括弁済を求めることはありません。

3.改定理由

お客さま本位の業務運営を行うため。

なお、別の事由（返済遅延等）により、他の期限の利益喪失事由に該当した場合のお取扱いに変更はございません。

【本件に関するお問合せ】

お取引店またはお近くの店舗までお問合せください。

以上